

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月22日

香川県病院事業管理者 松 本 祐 藏

## 香川県病院局管理規程第2号

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（その他の勤務時間等）</p> <p>第9条 第3条から前条までに定めるもののほか、職員の勤務時間<u>（県立病院に勤務する医師に時間外勤務を命ずる場合における時間及び上限に関する事項を除く。）</u>、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第9条の3第1項中「超勤代休時間」とあるのは、「<u>時間外勤務代休時間</u>」とする。</p>	<p>（その他の勤務時間等）</p> <p>第9条 第3条から前条までに定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第9条の3第1項中「超勤代休時間」とあるのは、「<u>時間外勤務代休時間</u>」とする。</p>

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する